

特定非営利活動法人東アジア共生文化センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 東アジア共生文化センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区大江 2 丁目 5-1 熊本学園大学申研究室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東アジアで生活している人々に対して、東アジアにおける交流、フェアトレード、同地域の言語教育及び移住共生に関する文化・研究事業を行い、持続可能な東アジア市民社会と共に東アジアにおけるフェアトレードの実現を通して、東アジアの人々が共に生きる環境作りに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4) 国際協力の活動

(5) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 東アジアの国際交流・フェアトレード事業

(2) 東アジアの言語教育事業

(3) 東アジアの共生映画祭事業

(4) 東アジアの共生に関する研究調査事業

(5) 東アジアの共生に関する出版事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、運営に積極的に参画する個人

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した、運営に部分的に参画する個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、運営を資金面で援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務

を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が

記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき

は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定款に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経て選定したものに譲渡する。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットホームページに掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	申 明直
副理事長	田中 節子
同	李 珊
同	崔 相哲
監事	福島 直澄
同	川上 隆治
理事	横澤 泰夫
同	岩永 昭代
同	盧 善影
同	盧 恩明
同	江藤 勝彦
同	寺本 真悠子
同	志岐 瑞穂
同	宋 尚倫

同 朴 環奈
同 許 旭
同 金 鉉東

3. この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2011 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2010 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金 1,000 円	年会費 3,000 円
(2) 準会員	入会金 1,000 円	年会費 2,000 円
(3) 賛助会員	入会金 1,000 円	年会費 一口 10,000 円

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

法人名：特定非営利活動法人東アジア共生文化センター

1 事業実施の方針

当法人は、東アジア共生のための文化事業、言語教育事業、研究調査事業、移住共生映画祭事業及び出版事業等をより活発に行うため会員拡大活動に力を入れる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益 対象者の 範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
東アジアの 国際交流・フ ェアトレード 事業	フェアトレード東アジ ア共生コーヒー、フェ アトレード大学推進事 業、通訳、翻訳等	2018. 4~2019. 3	熊本	5 名	東アジア 1,000 名	481
東アジアの 言語教育事 業	東アジア言語文化教室 話してみよう韓国語大 会 韓国語能力試験	2018. 4~2019. 3	熊本	3 名	熊本県 40 名	0
		2018. 12	熊本	20 名	熊本県 50 名	0
		2018. 4~2018. 8	熊本		熊本県 100 名	0
		2018. 10~2019. 3		熊本	5 名	熊本県 100 名
東アジアの 共生映画祭 事業	東アジア市民共生映画 祭	2018. 10	熊本	20 名	東アジア	0
東アジアの 共生に関す る研究調査 事業	東アジアの移住共生に 関する研究調査プロジ ェクト	2018. 4~2019. 3	熊本	5 名	東アジア 30 名	0
東アジアの 共生に関す る出版事業	東アジアの共生に関す る出版事業	2018. 4~2019. 3	熊本	5 名	熊本市 5 名	0

(法第10条第1項関係様式例)

(平成30年度) 活動予算書
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 東アジア共生文化センター
金額 (単位:円)

科目	金額 (単位:円)	
	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	21,000	21,000
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
東アジアの国際交流・フェアトレード事業収益	600,000	
東アジアの言語教育事業収益		
東アジアの共生映画祭事業収益		
東アジアの共生に関する研究調査事業収益	0	0
東アジアの共生に関する出版事業収益		600,000
5 その他収益		
受取利息		0
雑収入		0
経常収益計	621,000	621,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		0
臨時雇賃金		0
法定福利費		0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
売上原価	403,000	
交通費	23,000	
雑費	55,000	
その他経費計	481,000	481,000
事業費計	481,000	481,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
消耗品費	12,000	
通信費	22,000	
雑費	40,000	
その他経費計	74,000	74,000
管理費計	74,000	74,000
経常費用計	555,000	555,000
当期経常増減額	66,000	66,000
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	66,000	66,000
※3 前期繰越正味財産額	0	88,574
次期繰越正味財産額	66,000	154,574

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

計算書類の注記(平成 30年度)

法人名：(特定非営利活動法人 東アジア共生文化センター)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法

(2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

(3)ボランティアによる役務の提供

(4)消費税等の会計処理

2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	国際交流・フェアトレード事業費	言語教育事業費	共生映画祭事業費	研究調査事業費	出版事業費	合計
(1) 人件費						
給料手当	0	0	0	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費						
売上原価	403,000	0	0	0	0	403,000
交通費	23,000	0	0	0	0	23,000
雑費	55,000	0	0	0	0	55,000
その他経費計	481,000	0	0	0	0	481,000
合計	481,000	0	0	0	0	481,000

3. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
合計	0	0	0	0	0	0

4. 借入金を増減内訳

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計	0	0	0	0

平成 31 年度事業計画書

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

法人名：特定非営利活動法人東アジア共生文化センター

1 事業実施の方針

当法人は、東アジア共生のための文化事業、言語教育事業、研究調査事業、移住共生映画祭事業及び出版事業等をより活発に行うため会員拡大活動に力を入れる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益 対象者の 範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
東アジアの 国際交流・フ ェアトレー ド事業	フェアトレード東アジ ア共生コーヒー、フェ アトレード大学推進事 業、通訳、翻訳等	2019. 4~2020. 3	熊本	5 名	東アジア 1,000 名	481
東アジアの 言語教育事 業	東アジア言語文化教室 話してみよう韓国語大 会 韓国語能力試験	2019. 4~2020. 3	熊本	3 名	熊本県 40 名	0
		2019. 12	熊本	20 名	熊本県 50 名	0
		2019. 4~2019. 8	熊本		熊本県 100 名	0
		2019. 10~2020. 3		5 名	100 名	0
東アジアの 共生映画祭 事業	東アジア市民共生映画 祭	2019. 10	熊本	20 名	東アジア	0
東アジアの 共生に関す る研究調査 事業	東アジアの移住共生に 関する研究調査プロジ ェクト	2019. 4~2020. 3	熊本	5 名	東アジア 30 名	0
東アジアの 共生に関す る出版事業	東アジアの共生に関す る出版事業	2019. 4~2020. 3	熊本	5 名	熊本市 5 名	0

(法第10条第1項関係様式例)

(平成31年度) 活動予算書
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人 東アジア共生文化センター

科目	金額 (単位: 円)	
	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	21,000	21,000
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
東アジアの国際交流・フェアトレード事業収益	600,000	
東アジアの言語教育事業収益		
東アジアの共生映画祭事業収益		
東アジアの共生に関する研究調査事業収益	0	0
東アジアの共生に関する出版事業収益		600,000
5 その他収益		
受取利息		0
雑収入		0
経常収益計	621,000	621,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		0
臨時雇賃金		0
法定福利費		0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
売上原価	403,000	
交通費	23,000	
雑費	55,000	
その他経費計	481,000	481,000
事業費計	481,000	481,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
消耗品費	12,000	
通信費	22,000	
雑費	40,000	
その他経費計	74,000	74,000
管理費計	74,000	74,000
経常費用計	555,000	555,000
当期経常増減額	66,000	66,000
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	66,000	66,000
※3 前期繰越正味財産額	0	154,574
次期繰越正味財産額	66,000	220,574

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

計算書類の注記(平成 31年度)

法人名：(特定非営利活動法人 東アジア共生文化センター)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法

(2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

(3)ボランティアによる役務の提供

(4)消費税等の会計処理

2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	国際交流・フェアトレード事業費	言語教育事業費	共生映画祭事業費	研究調査事業費	出版事業費	合計
(1) 人件費						
給料手当	0	0	0	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費						
売上原価	403,000	0	0	0	0	403,000
交通費	23,000	0	0	0	0	23,000
雑費	55,000	0	0	0	0	55,000
その他経費計	481,000	0	0	0	0	481,000
合計	481,000	0	0	0	0	481,000

3. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
合計	0	0	0	0	0	0

4. 借入金を増減内訳

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計	0	0	0	0